岐阜県高等学校文化連盟吟詠剣詩舞部会規約

第1条(名称) 本部会を岐阜県高等学校文化連盟吟詠剣詩舞部会と称する。

第2条(事務局) 本部会の事務局は部会長の指定する場所に置く。

第3条(組織) 本部会は岐阜県に所在する高等学校の部活動を基盤に組織する。

第4条(目的) 本部会は、岐阜県高等が高文化連盟の方針に従って、吟詠剣詩舞を 通じて高校生の健全な発達を図り、文化の向上に寄与することを目 的とする。

第5条(事業) 本部会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 岐阜県高等学校総合文化祭吟詠剣詩舞発表会を開催する。 この発表会は、翌年の全国総合文化祭の選考会を兼ねる。
- (2) その他目的の範囲内において適当と認めた事業を行う。

第6条(役員) 本部会には次の役員を置く。

- (1) 部会長
- (2) 専門部長
- (3) 会計
- (4) 会計監査

第7条(役員の選出)役員は次の方法により選出する。

- (1) 部会長は校長会により推挙された校長が当たる。
- (2) 専門部長、会計、会計監査は顧問会議で選出し、部会長が 委嘱する。

第8条(役員の任務)役員の任務は次のとおりである。

- (1) 会長は本会を代表し、業務のすべてについて統括する。
- (2) 専門部長は本会の運営にあたる。
- (3) 会計は本会の会計事務にあたる。
- (4) 会計監査は本会の会計を監査する。

第9条(役員の任期)役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

第10条(顧問会議) 本会の運営について必要な事項は顧問会議で審議する。

第11条(規約の改正)規約の改正は顧問会議において審議する。

第12条(規約の施行)本規約は平成23年度から施行する。